**令和　６　年度　　（2024年度）**

**一般社団法人**

**東京都訪問看護ステーション協会**

　　　**令和５年度事業実績　・　令和６年度事業計画**



**令和６年６月８日（土）**

**一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会**

**目　　　　　次**

**ページ**

**会長挨拶　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　・・・・・１**

**１　報告事項１　令和５年度協会事業報告　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　・・・・・２**

**２　報告事項２　令和５年度協会決算報告及び監査報告　　　（別冊）　　　　　　　　　　　 　　　・・・・・１2**

**３　令和５年度東京都訪問看護ステーション協会　役員・委員名簿　　　　 　　　　　　　・・・・・１３**

**４　報告事項３　令和６年度事業計画　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・・・・・1９**

**５　報告事項４　令和６年度収支予算　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・・・・・２４**

**６　令和６年度東京都訪問看護ステーション協会　役員・****委員名簿　　　　　　　 　　　　　　　　・・・・・２５**

**７　東京都訪問看護ステーション協会　組織体系図　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・３１**

**８　一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会定款　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・・・・・３３**

**９　正会員規約　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・３８**

**10　準会員規約　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・・・・・４０**





　**ご　挨　拶**

みなで考え、活動し、紡いでいく協会であるために

～今、そして５年後を見据えて～

　能登半島地震による甚大な被害には心からお見舞い申し上げるとともに、被災地における救命・救助、復旧・復興活動にご尽力されている方々に深く敬意を表します。日本のどこでも起こりうる災害に対して、改めて防災の意識を高め、協会としてもBCPの作成等準備を進めているところでございます。

さて、３年ぶりに対面で総会が開催できることの喜びを皆様と分かち合いたいと思っております。６月からのダブル改定の対応で多忙の中、ご参加いただいた皆様には感謝申し上げます。また、会員の皆様には日頃から当協会の活動にご理解、ご協力をいただき重ねて感謝申し上げます。

令和５年度は令和４年６月に作成された「東京都の訪問看護将来ビジョン～２０２５年に向けて～」において設定した目標【サービスの安定的供給を目的とした人材確保と定着】【資質の向上】【機能拡大】が達成できるようアクションプランを起こし、各委員会で活動してまいりました。２０２５年はもう目前ですが、在宅医療、訪問看護を取り巻く環境は刻々と変化しています。５年先はどうなっているのか、どうあるべきかを見据えて活動をしていかなければならないと役員一同奮闘しております。

　昨年度も、東京都看護協会や東京都看護連盟と共に、会員の皆様の代表としてさまざまな団体に働きかけを行ってまいりました。そして、組織見直し委員会、将来ビジョンプロジェクト委員会をはじめ、各委員会は、会員の皆様が現場で活動するにあたっての課題が少しでも解決できるよう、また、質の高い訪問看護を提供することにより、安心して在宅療養生活が継続できるよう都民を支援することが重要、と常に考えながら活動しております。そのためにも会員の皆様からの様々なご意見が大切と考えております。

　会員の皆様、役員、事務局が一体となって、この歴史ある協会がよりよくなるよう紡いでまいりま

しょう。



令和　６年　６月　８日

一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　　　篠　原　か　お　る

**報告事項１**

**令和5年度事業報告**

**今年度の活動方針**

　東京都訪問看護ステーション協会では、「東京都訪問看護キャリアラダー」「東京都の訪問看護将来ビジョン～2025年に向けて～」を作成し、会員だけでなく広く東京都内の訪問看護ステーションに活用していただき、訪問看護師の人材確保と定着、資質の向上、機能拡大を目指しています。

東京都の訪問看護ステーション稼働数の推移をみると、年々伸び続けています（資料1）。新規開設のステーションも増加しており、営利法人の参入がステーション数増加に寄与しています（資2）。新規開設のステーションが増える中、閉鎖や休止していくステーションもあります（資料3）。閉鎖や休止していくステーションの背景には、経営困難、後継者がいないなど様々な理由が考えられます。訪問看護ステーション数の増加とともに、訪問看護の利用者数も増えています（資料4）。介護保険、健康保険等の割合の推移をみると、健康保険等による利用者数の割合が年々増えており（資料5）、医療ニーズの高い利用者が増加していると考えます。

**＜人材確保と定着＞**

訪問看護の利用者数が増え、多様化する医療介護ニーズに対応していくためにも、訪問看護師の人材確保と定着に積極的に取り組んでいく必要があります。経験の浅い看護師をフォローし、50歳以上の看護師でも無理なくて働き続けられる環境作りへの取り組みを始めます。

**＜資質の向上＞**

ステーションの訪問件数を増やすことのみに注力し、訪問看護師が疲弊している現実もある中、「数をこなす訪問看護」ではなく「質を提供する訪問看護」である必要があります。そのためにも、訪問看護の制度や役割について、現役の訪問看護師へ伝えていくことも重要です。訪問看護の資質を担保するための教育の充実を図り、医療介護福祉従事者に「訪問看護」を正しく理解していただき、適切な看護を届けられるよう、訪問看護の普及啓発に努めていきます。

**＜機能拡大＞**

新型コロナウィルス感染症蔓延を機に、陽性者への訪問看護や健康観察等の事業を通じ、行政をはじめ地域の医療介護福祉関係機関から、訪問看護ステーションの新たな社会的役割を認識され、診療報酬、介護報酬以外の事業も期待されています。新規開設の訪問看護ステーションが地域に根付き、長年存続してきたステーションが事業継続できるよう、地域で協力し、今後も起こりうる感染症や災害において、予防、拡大防止、安全な療養環境の提供など、訪問看護師の役割を発信していきます。

東京都訪問看護ステーションでは、地域住民に最も近い存在である訪問看護ステーションの視点を活かし、地域に密着した訪問看護ステーションとしての役割を広げ、地域共生社会の実現を目指

します。

**理事会**

**第１回（令和５年７月２４日）**

審議事項

１．組織見直し検討会の設置について

２．新理事紹介

**第２回（令和６年３月１８日）**

　　審議事項

１．次年度　計画について

　　　総会（事業報告会）　　６月８日（土）

２．次年度予算について

３．新規委託事業について

（１）文京区保育園医療ケアバス支援事業

（２）杉並区立身体障害者送迎時の医療ケア提供

**第３回（令和６年５月３０日）**

審議事項（総会）

１．令和５年度実績・決算報告について

２．令和６年度計画・予算案について

３．定款について

４．会費について

５．委託事業事務局経費について

**総務会**

**第１回（令和５年７月２４日）**

審議事項

１．組織見直し検討会の設置について

２．新理事紹介

**第２回（令和５年９月２７日）**

　　審議事項

１．東京都医師会「シミュレーターを活用したフィジカルアセスメント」開催について

２．文京区、杉並区からの医療ケア児・者のバス送迎の契約について

３．理事の任期・要件について

**第３回（令和５年１０月４日）**

審議事項

１．東久留米市学校での医療ケアの実施状況報告と今後について

２. 墨田区人工呼吸器用バッテリーの管理委託について

３．災害状況報告ページの項目追加について

**第４回（令和５年１１月２０日）**

審議事項

１. 委員会手当の税務上の扱いについて

**第５回（令和５年１２月１８日）**

　　審議事項

１. 次年度　協会方針について

２．次年度総会について

**第６回****（令和６年２月１９日）**

審議事項

１．杉並区・文京区における医療ケアバス支援協力について

２．令和５年度計画について

**第７回（令和６年３月１８日）**

審議事項

１．次年度　計画について

　　　総会（事業報告会）　　６月８日（土）

２．次年度予算について

３．新規委託事業について

①文京区保育園医療ケアバス支援事業

②杉並区立身体障害者送迎時の医療ケア提供

**第８回（令和６年４月２３日）**

審議事項

1.総会開催要項

2.令和６年度事業計画・予算の確認

３．理事・委員会の委員の交代について

４．新規委託事業について

・墨田区地域移行支援委託事業

５．「ほなと」商標登録継続について

６．日本訪問看護財団表彰者の推薦について

７．全国訪問看護事業協会

**第９回（令和６年５月３０日）**

審議事項

１．令和５年度実績・決算報告について

２．令和６年度計画・予算案について

３．定款について

４．会費について

５．委託事業事務局経費について

**訪問看護推進委員会**（概ね月1回　開催）

**Ⅰ.活動目標**

１.都内の訪問看護への就業を促進するために、より多くの看護学生が新卒、既卒での訪問看護

師になるための道筋が立てられるよう支援する

2.その人らしさを支え、切れ目のないケアを提供するために、病院看護師に訪問看護を知って

もらい訪問看護の活用を促進する

3.訪問看護フェスタの地域版実施について地区支部委員会と共同検討し、訪問看護ステーショ

ンの役割を発信する

**Ⅱ．主な活動内容**

1.多くの学校へのチラシ配布だけでなく、委員のステーションに実習に来ている学校の先生に

も声をかけて募集しましたが9名しか集まらなかった。その為、春は募集学年を限らずに、訪

問看護に興味のある学生すべてを対象とした。参加学生からの現地での開催の希望もあり、

学生のニーズを把握するためにアンケート内容を一部追加し、来年度に繋げていく。

２．今年度は基礎編と応用編を実施した。基礎編では、同じ病院からの参加者もいたが40名

の退院調整看護師の参加があった。応用編では35名だった。お互いの状況を理解し合え、

顔の見える連携に繋がったと意見をもらえた。今後も継続していく。

３．地区支部委員との活動には取り組めなかった。訪問看護を地域、病院、看護師へ推進する うえでは必要になってくるので検討課題となる。

**広報委員会**（9回開催）

**Ⅰ.活動目標**

１.会員に向けて、広報誌やホームページを含むソーシャルネットワーキングの充実を検討・実施し、

協会内の活動と取組みの情報共有ができる広報発信の強化

２．その他の及び訪問看護に興味のある看護師・看護学生に向けて、訪問看護の理解・その魅力を

啓蒙できる媒体構築に向けての活動

３．医療機関や多くの医療者、都民へ、協会活動を含む訪問看護の活用や訪問看護の事例等が紹

 介できるソーシャルネットワーキングシステム構築に向けての活動

**Ⅱ．主な活動内容**

1.協会運営や委員会活動、研修、地区支部活動等を盛り込んだ広報誌（そわにえ）医療機関の退院

支援室や保健所・保健センターなど関係機関に送付した。

２.ホームページやソーシャルネットワーキングの充実を検討しつつ、会員や訪問看護に興味のある

看護師、訪問看護に興味を持ってもらえるよう看護学生に向けて 情報を発信した。

３．ホームページで訪問看護導入方法や訪問看護の具体的内容、活用方法、実際の事例で理解できる紹介ページの次年度へ向けて継続。

**研修委員会**（概ね月1回開催）

**Ⅰ.活動目標**

１.東京都内の訪問看護師に向け新人看護師へ訪問看護の独自性や魅力を伝えることで、訪問看護師としてのアイデンティティを育成し人材定着につなげる

2.中堅看護師のキャリア開発や教育指導方法の支援、あるいは、ケアにおける倫理的課題や組織内課題を乗り越えられるようサポートし、事業所のケアの質の向上につなげる

**Ⅱ．主な活動内容**

１.総務会と協働で訪問看護師の質の向上及び事業所内で特に中堅向けの実践や教育の補助とな

る研修の実施

（１）精神科算定要件研修３回/年

（２）請求業務研修　オンデマンド配信

（３）災害対策研修　オンデマンド配信

２.キャアラダーに沿った研修の実施



**地区支部委員会**（全体会1回、各地区支部での活動）

**Ⅰ． 活動目標**

１.地域共生社会構築に向け、地域の保健福祉医療事業に訪問看護ステーションが積極的に関わる

よう、地域行政、他職種との連携を推進する

２.地域の特性を考慮し、地域住民のニーズに合った活動を検討し、訪問看護ステーションの役割を

広げる

**Ⅱ． 活動計画**

１.各地区支部会を年に2～3 回開催し、目標に沿った活動の取り組みを行う。

２.各委員会と共同して、協会が実施する活動に協力する。

３.地域行政の災害体制など、地区支部として行政と災害時の協定を結べるよう情報発信し連携に

繋がる支援を行う。

**災害対策委員会**（概ね2ヶ月に１回開催）

**Ⅰ．活動目標**

１.地域共生社会において地域での災害看護の役割が行えるように、災害訓練を通してステー

ションの防災対策、支援内容を検討する

２.災害対策に活用できる「災害時対応マニュアル」改訂版を作成し発行する

３.災害時ネットワークシステムの運用を検証し、災害時のネットワーク体制を構築する

**Ⅱ．主な活動内容**

今年度も訓練係、マニュアル係、ネットワーク係に分かれ、活動した。

１.地域の防災意識を高めるために、2023年11月25日に災害訓練として「事前対策と訓練

を考えよう」をオンラインで実施し、32名の参加があった。参加者の9割が、事業所管理者と

災害担当者を占めていた。アンケート結果では、研修参加の満足度も高く、95％が理解できた

と高評価だった。

２.災害の知識、事前準備、発災時のライフラインの情報収集や行動、利用者の自助力を高める内

容を含めた「災害時対応マニュアル」改訂版を作成中である。追加修正の段階にある。

３．災害時ネットワークシステムについては、委員内で既存のシステムで模擬訓練を実施した。結

果から課題抽出を行い、システム改善の検討を行った。

　パソコンだけではなく、スマートフォンからで入力できることも検証した。

**訪問看護将来ビジョン構想プロジェクト**（概ね1ヶ月に1回開催）

**Ⅰ．活動目標**

１．「東京都の訪問看護将来ビジョン～2025年に向けて～」をもとに、各委員会のアクションプランの進捗管理ならびに目標達成度を評価し、令和6年度の東京都訪問看護ステーション協会の事業計画につなげる

２．プロジェクトとして未着手である、ビジョン1「訪問看護サービスの安定的供給を目的とした人材確保と定着」目標「訪問看護師が定着できる、働き続けたい訪問看護ステーションづくりを支援する。」に対する3つのアクションプラン「離職率の低い訪問看護ステーションの働き方をモデルとして、働き方改革を提案する。」「50歳以上の訪問看護師が無理なく働き続けられる職場づくりの提案をする。」「臨床経験の浅い看護師がフォローされる職場モデルを提案する。」に対し、具体的な取り組みを進めていく

**Ⅱ．****主な活動内容**

１．地区支部委員会と共に、「人材確保と定着」をテーマに管理者交流会を企画、オンラインで開催した。

２．令和5年度11月にアクションプランの進捗状況を各委員会から報告していただいた。これをもとに令和6年度東京都訪問看護ステーション協会の活動方針を検討した。また、各委員会にも令和6年度の活動計画の検討を依頼した。

**組織見直し委員会**（概ね8～10回開催）

**Ⅰ．活動目標**

協会を将来に向かって継続的・発展的に維持できる組織体制を作る

1.定款、委員会規約、諸規約・規則等ついて確認・見直し

2.災害時の東京都訪問看護ステーション協会の役割の明確にする

**Ⅱ．主な活動内容**

１．継続的・発展的に維持できる組織体制のため、①会長は会員からの選出の必要性であり、委員会委員長、理事を経験後に会長に就任した場合、会長の任期が短期となる可能性があること、②昨年、今年と新しい理事が就任されたが任期満了が同時期となる可能性がある。このため、定款を一部改訂し、第5章役員　第22条　一定の期間（1年）を設ければ再任を妨げないとした。また、職能団体として看護師の割合は守る必要があるため、理事は看護職であることを要件とした。

２．災害時の東京都訪問看護ステーション協会の役割と組織体制を災害対策委員会と共に検討しながら、協会のBCPの作成に着手した。

**行政及び外部委員会との協働**

**Ⅰ．活動方針**

地域包括ケアの一員として、行政及び関係団体・多職種との連携協働を深める

**Ⅱ．活動実績**

**A.行政からの委託事業**

１.東京都医療的ケアの必要な児童・生徒の通学車両整備事業（東京都教育庁）（平成30年7月～受託）

(１）令和5年4月～令和6年3月まで　実施分

　１）基本的に訪問看護を契約している児童・生徒を対象に支援した。

　２）対象となる契約児童がいるステーションが、協力可能な範囲で依頼した。

　３）対象学校数　18校　　協力ステーション数　43事業所

　　①対象コース　62コース

　　②実施回数合計　　登校便　６，２９７回　　下校便　３，９８３ 回

1. 東京都新型コロナ感染症自宅待機者への訪問看護」事業（令和3年8月～令和5年5月8日）

(１)令和5年4月1日～令和5年5月8日　実施分

１）協力市区28市区

２）協力ステーション 170事業所

1. 訪問実施総数

①自宅療養者（医師の指示）　　３０６回

②自宅待機者（保健所依頼）　　４０７回

３.東京都難病患者在宅レスパイト事業　（令和5年4月～受託）

（１）協力ステーション　１７３事業所（東京都登録）

（２）レスパイト訪問実施数　２９６件

４．墨田区委託事業

(１）認知症初期集中支援事業　　（平成31年～受託）

　・支援対象者　１７名　　　　・訪問支援　２３３回　　　　・チーム員会議　１２回

(2)墨田区多職種連携研修　　　（平成31年～受託）

1)研修会企画会議

2)研修会実施「多職種連携で共生社会を考える～認知症編～」

集合研修（すみだ女性センター）

参加者　75名（医師、薬剤師、ケアマネージャー、訪問看護師、理学療法士、作業療法士）

３）在宅人工呼吸器療養者の災害時支援マニュアル作成　（令和2年～受託）

　　　　・新規作成　4件 ・更新 新規　0件　　更新　9件

1. 新型コロナ関連　（令和3年～令和5年終了）
2. 自宅待機者への状態観察対応派遣　　4月　3件

②　新型コロナワクチン接種支援　5月9月10月　4会場へ延べ　313名協力

５．文京区委託事業（文京区地区支部）　（令和2年～受託）

（１）認知症ともにパートナー事業事務局契約

　　・実績　65件　　　　　・会議　12回

６．北区新型コロナ健康観察事業　令和4年～令和5年5月8日

　　 　・電話観察 　８９４回　　　 　・訪問観察　３０回

７．港区との契約（新型コロナ感染者への訪問看護について）　令和4年～令和5年5月8日

　　・令和5年4月　1件

８．杉並区との契約（新型コロナ感染者への訪問看護について）令和4年4月～令和5年5月8日

　　・防護物品等の配布あり

９．足立区との契約　足立区（認知症）伴走事業　　令和5年4月～

　　　・電話　18件　　　　　・初回訪問　21件

・訪問(30分未満)　 13件　・訪問(30分以上1時間未満) 　78件

10．東久留米市立学校での医療ケア　令和5年4月～受託

・３ステーションで支援　　　医療ケア　計　２９４回

**B.外部委員会活動**

１． 東京都看護協会看護フェスタ実行委員会　（推進委員会）

２． 訪問看護連絡協議会全国会議（日本看護協会）　（会長・副会長）

３． 全国都道府県訪問看護連絡協議会交流会（全国訪問看護師事業協会）　（副会長）

４． 関東甲信越訪問看護ステーションブロック会議　（副会長・地区支部委員長）

５． 東京都看護管理者連絡会幹事会議　（理事）

６． 東京都看護管理者連絡会研修会　（理事）

７． 東京都特殊疾病対策協議会・医療連携支援対策部会　（会長・副会長）

８． 東京都小児慢性特定疾病対策地域協議会　（理事）

９． 東京都在宅医療推進フォーラム実行委員会　（会長・副会長）

10.東京都薬剤師会「訪問看護ステーション・ケアマジャー・医療機関等との連携による

在宅医療薬支援事業関係者連絡会」　（副会長）

11.東京都医師会「地域包括ケア委員会」（毎月第４木曜日）　（会長）

12.東京都医師会「東京都多職種連携連絡会」（毎月第２木曜日）　（副会長）

13.東京都地域構想会議「在宅ワーキング」年1回　（各ブロック代表者12名）

14.東京都新型コロナウィルス感染症対策医療介護福祉サービス等連携連絡会　（会長）

15.東京都予算に関する要望提出（東京都看護協会・東京都看護連盟と協働）

　東京都・都民ファーストの会・自由民主党（都議会・本部）公明党・立憲民主党・共産党

（会長・副会長で分担）

16.東京都ナースプラザ運営会議　（会長）

**その他協会の活動**

１．ホームページ上　　会員マイページ活用の推進

災害情報等報告システム等

２．メルマガ配信　　月1～2回（計２０回）

**令和６年度東京都予算に対する要望について**

３年以上に及んだコロナ禍では、改めて保健医療従事者の確保の重要性が認識されました。

　我が国では少子高齢化が急速に進んでおり、2040年問題に象徴される生産人口の減少に伴う看護職確保の困難という深刻な課題が、我々に投げかけられています。

また首都直下型地震の発生や新たな感染症の流行など今後の健康危機への対策も一層進めていかねばなりません。

これらの課題に備えるべく看護提供体制の基盤強化を強く要望いたします。

１.持続可能な地域包括ケアシステム完成にむけた看護職の確保と看護の質向上について

　　日本看護協会の調査では、2021年度の看護職の離職率は前年度より上昇し、更に2022年度も状況の改善はみられない。

看護職の勤務環境整備のため以下の支援をお願いしたい。また国に対してもこの旨要請されたい。

（1） 看護職の処遇改善と働き続けられる勤務環境づくりへの支援**（重点要望）**

　　　2022年10月に診療報酬改定により看護師処遇改善評価料が新設された。しかし対象となる

医療機関が限定されておりその効果は限定的である。

　　　看護職がそれぞれの職場において安定した環境で勤務が続けられるよう更なる支援の拡大と、すべての看護職の処遇改善に努めていただきたい。また国に対しても強く要請されたい。

（2） 看護管理能力の向上をめざした生涯学習への支援**（重点要望）**

　　　コロナ禍では看護管理者のマネジメント能力の重要性が改めて認識された。今や医療機関・保健

所・訪問看護ステーション・高齢者施設・地域包括支援センター等で活躍する管理的立場の看護職

が多数いる。そしてこれらの看護職は研修時間の確保も難しい現状にある。これら管理的立場あ

る看護職を対象とした、マネジメント能力育成のため研修等への支援をお願いしたい。

（3） 保健活動に対する諸問題への支援

　　　社会環境の変化や健康課題の複雑化・多様化に伴い、保健師の活動領域は拡大しており、以下の課題に対して支援されたい。

1)保健師の人材確保・定着促進

　　　新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に保健所における保健師の体制強化が喫緊の課題

となり、この人材確保・定着は引き続き重要な課題である。

地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に総合的なマネジメントを担うことのできる

保健師を配置されたい。

2)自治体保健師の人材育成について

　　　厚生労働省の通知により、自治体は所属する保健師に対し研修等でより体系的な人材の育成に

努めることとされている。都においては、都・市・特別区における自治体保健師の標準的なキャリ

アラダーを提示するなど体系的な人材育成体制の構築に努められたい。

3)産業保健に従事する保健師等看護職に対する教育の機会の確保

　　　産業保健分野に従事する看護職は、労働者の健康を守る重要な役割を果たしている。しかし一

人職場が多いため、研修を受講する機会が少ない現状にある。日頃の保健活動を通じてのいわ

ゆる健康無関心層への働きかけがより重視されてきており、非正規雇用の看護職も対象とした

研修の機会を確保されたい。

（4） 精神保健福祉体制の充実について

　　　精神科病院の看護師による入院患者への不適切な行為があった。これを抑止するには、精神看

護職の倫理教育の徹底、精神保健福祉にかかわる専門性の高い看護職の育成強化、また看護職

自身のメンタルヘルス確保などの施策が重要である。さらに現場をマネジメントする看護管理者

への支援強化、第三者評価受審の推奨も必要である。

　　　東京都においては上記のほか、精神看護を専門とする専門看護師・認定看護師の活用に努めて

いただきたい。

（5） 医療機関・施設等でのカスタマーハラスメント対策**（重点要望）**

　　 2022年10月の埼玉県ふじみ野市での立てこもり・医師等殺傷事件など患者から医療従事者への暴力事件が報道された。都の医療・福祉・保健の現場でも、これまでもカスタマーハラスメントの発生が確認されており、その対策は喫緊の課題となっている。

　　　 東京都においてはこの3月、サービスや商品を提供する企業を対象にカスタマーハラスメント対策支援の取組がはじまった。ぜひ医療従事者に対しても、相談窓口の設置、ハラスメント防止のための研修や対策マニュアル作成など、医療従事者が直面する患者や利用者からのハラスメント対策を講じられたい。

２.多職種間のタスクシフト実現のため、専門性の高い看護職の育成と活用の支援

（1） 特定行為研修修了者の活用の推進について

　　　地域包括ケア構築の一層の充実という視点から、特に訪問看護ステーション、介護保険施設な

どでの特定行為研修修了者の更なる活用推進を図られたい。

また特定行為研修の推進については、これまでも教育機関への支援、研修費の助成などが実施

されており、これらの一層の充実を図られたい。

（2） 外来看護の機能強化

 地域における健康と療養を支えるためには、特に医療機関から在宅療養へのつなぎ目となる療

養支援等の看護機能が重要となる。このため診療報酬上で外来看護師の配置が評価されるよう

国に働きかけられたい。

 また、医療機関の外来機能強化のためにもこれら看護職の生涯学習の拡大を支援されたい。

（3）多職種間のタスクシフトにより生じる看護職への負担の緩和

　　　看護業務の担い手としての看護補助者の配置が診療報酬上で評価されており、看護補助者を対

象とした研修、看護補助者と看護職との協働を推進するための看護管理者研修なども多くの医

療機関で実施されている。

しかし看護補助者の離職は恒常的な課題となっており、看護補助者の就業、定着確保に更なる

支援をお願いしたい。

 さらに 膨大な医療データの統合・分析などでのDX（デジタルトランスフォーメーション＝デジタ

ル変革）の推進、臨床現場でのICT（情報通信技術）の活用などにより看護業務の大幅な負担軽

減が期待されており、これらの一層の推進に努めていただきたい。

３.2040年の社会を見据えた、全世代の健康を支える看護機能の強化と医療提供体制の実現に

ついて

（1）健康危機管理体制の整備

　　　今後の新興感染症の発生や大規模自然災害に備えるためには、平時からの健康危機管理体制

の整備が必要なことは言うまでもない。

これらに対応するための看護専門職育成に充分な支援を検討されたい。特に首都直下型地震に

も対応できるよう体制整備を進めていただきたい。

（2）切れ目のない子育て支援について

　 子育て支援事業は区市町村が実施主体となり実施されている。しかしサービス内容、利用者費用

負担等の地域格差が課題となっている。特に産後ケア事業では、利用者に切れ目のない良質な

サービスを提供することが不可欠である。

東京都において自治体間でのサービスの標準化を図るとともに、具体的な利用者ニーズに応え

るためそれぞれのサービス提供施設への支援を検討されたい。

（3）ACP（アドバンス・ケア・プランニング）への当協会の活用

　 東京都が本年2月に実施したACPについてのアンケート調査では、ACPについて「知らない」

と回答した人が6割、「人生の最終段階で受けたいもしくは受けたくない医療ケアについて家族

や医療従事者等と話し合ったことがない」と答えた人が6割であった。

看護職は人生の最終段階においてその人に寄り添いながら支援していることから、ACP推進会

議体への東京都看護協会の参画を希望する。

（4）看護基礎教育４年制化について

　　　医療の高度化、地域完結型医療推進に対応するためには、看護教育の拡充は時代の要請である。地域を支える看護職にはより広く深い学びが欠かせず、そのため修業年限の延長は必須である。

「看護基礎教育４年制化」を国に要望されるとともに、東京都においては、これを都立大学や都

立看護専門学校で率先して実施されたい。

（5） 准看護師養成停止について

　　　准看護師制度での教育内容は、今日の医療ニーズに対応し多職種と協働するなどの役割を果たすには十分ではない。安全な医療の確保の観点から准看護師養成を停止し、看護師への移行に力をいれるよう東京都として取り組むとともに、国に対して働きかけられたい。

**報告事項２**

**令和５年度決算について**（別冊参照）

令和５年度　役員・委員名簿













**報告事項３**

**令和６年度事業計画**

**今年度の活動方針**

東京都訪問看護ステーション協会では、「東京都の訪問看護将来ビジョン～2025年に向けて～」をもとに各委員会が活動し、訪問看護師の人材確保と定着、資質の向上、機能拡大を目指しています。

都民に最も近い存在である訪問看護ステーションの視点を活かし、地域に密着した訪問看護ス

テーションとしての役割を広げ、地域住民の暮らしを支え、地域共生社会の実現を目指します。

**＜訪問看護サービスの安定的供給を目的とした人材確保と定着＞**

2025年度には団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となり、急速に医療・介護ニーズが増大することが想定されます。在宅医療を支える訪問看護ステーションとしては、人材確保が課題と

なっています。人材確保と定着には、様々な世代が働きやすい職場環境の整備が必要です。そのためには、“働きやすい職場環境モデル”が鍵となるため、都内で働く訪問看護師が求める働きやすい職場環境について調査して、指針を示します。また、訪問看護ステーションを継続するためには、管理者や管理者候補の育成の支援が重要となります。経営や運営を担う管理者が、立場や価値観から職場内で孤独を感じることが多いと言われるため、地域で支えあえるような仕組みづくりの提案を行います。

**＜訪問看護の資質の向上＞**

東京都内の訪問看護ステーションが年間約150事業所増えており、これによりサービス品質にばらつきが出ています。これは訪問看護業界の成長と進化の一環であり、サービス品質向上には早急な対応が求められます。一方、サービス品質の問題は倫理基準の重視を再認識させており、事業所ごとのガイドライン作成や教育強化が必要とされています。今後、看護師不足が進む中で、訪問看護の役割と品質向上の重要性が増しており、セラピストを含めた訪問看護の役割再評価と高品質な

サービス提供を目指し、都内の訪問看護ステーションが連携してひとりひとりのスキルアップと継続的な教育に取り組めるよう努めます。

**＜訪問看護の機能拡大＞**

地域共生社会の構築に向け、訪問看護ステーションは感染症予防対策や災害対策、予防看護など大きな役割を担っています。また、行政や関連団体との連携・協働においてはリーダーシップが求められます。そのためにも、地区支部内における訪問看護ステーションネットワークの構築を推進し、地域で暮らすあらゆる人が、安心して暮らせるよう支援する役割として広く認知されるよう、都民に向け発信します。

**理事会**（概ね年3回開催）

１．総会の議決した事項の執行に関する事項、総会に付議すべき事項及び総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について審議する

**総務会**（概ね１ヶ月に1回開催）

１.総会及び理事会の決定に基づき、日常業務を遂行する

２.定例会議を行い、各委員会の執行状況を確認する

３.会員メリットのサービス内容の検討、および各委員会と連動した企画等を検討する

**訪問看護推進委員会**（概ね月1回　開催）

**Ⅰ.活動目標**

１．都内の訪問看護への就業を促進するために、より多くの看護学生が新卒、既卒での訪問看護師になるための道筋が立てられるよう支援する

２．その人らしさを支え切れ目のないケアを提供するために、病院看護師に訪問看護を知ってもらい訪問看護の活用を促進する

３．訪問看護フェスタの地域版実施について地区支部委員会と共同検討する。

**Ⅱ.活動計画**

１．訪問看護師になりたい学生に、安心して就職してもらえるように参加者を広く募り、インターンシップを実施する

２．病院の連携室や病棟看護師と顔の見える関係を築けるように、引き続き交流の場を設ける

３．訪問看護を広く、地域、行政、看護師に対して知ってもらえるための検討を行う

**広報委員会　（１６回開催　定期・各担当会議）**

**Ⅰ.活動目標**

１．会員及び訪問看議に興味がある方へデバイスを活用し、協会内活動や研修内容の情報発信の強化

２．広報活動を通して、医療機関や多くの医療者、都民、次世代の看護職へ訪問看護の役割や活動を発信する

**Ⅱ．主な活動内容**

１．協会運営や委員会活動の見える化、研修等を盛り込んだ広報誌（そわにえ）を7月と１月に作

成し配布。発行部数は7月3,200部、1月3,200部

２．ブログやXを活用し研修情報等や訪問看護活動について定期的な情報配信

３．ホームページで協会の事業内容が紹介できる動画の作成

４．東京都内の事業者へ向けた東京都訪問看護ステーション協会パンフレットの作成

５．東京都民に向けた訪問看護ステーション啓蒙に向けたパンフレットの作成

**研修委員会**（概ね月1回開催）

**Ⅰ.活動目標**

1. 東京都訪問看護ステーション協会で企画する研修の目的を明確にし、他の民間研修などでは補えない研修を計画し、事業所運営の質の向上につなげる
2. 中堅看護師のキャリア開発や教育指導方法の支援、ケアにおける倫理的課題や組織内課題を乗り越えられるようサポートし、事業所のケアの質の向上につなげる
3. 地域や訪問看護ステーションでの専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了者の、具体的な活動や役割が共有できる機会を提供し、在宅看護や地域ケアのつながりを深める

**Ⅱ．主な活動内容**

１.総務会と協働で訪問看護師の質の向上及び事業所内で特に中堅向けの実践や教育の補助となる研修の実施

・精神科算定要件研修３回/年

・請求業務研修　オンデマンド配信

・災害対策研修　オンデマンド配信

２.キャリアラダーに沿った研修の実施

(1)実習指導者研修（10月）

(2)精神科訪問看護 実践編（ネガティブケイパビリティについて）（2月）

(3)新任訪問看護研修～きほんのき～リニューアル（6月）

(4)在宅におけるリンパ浮腫ケア（8月）

(5)小規模事業所運営について 座談会あり（12月）

(6)オンライン請求（6月スタート）や法定研修の内容についてパッケージできるように話し合っていく（来年度に向けて）

**地区支部委員会**（全体会1回、各地区支部での活動）

**Ⅰ. 活動目標**

１．地域共生社会構築に向け、地域の保健福祉医療事業に訪問看護ステーションが積極的に関わるよう、地域行政、他職種との連携を推進する

２．地域の特性を考慮し、地域住民のニーズに合った活動を検討し、訪問看護ステーションの役割を広げる

**Ⅱ. 活動計画**

１．各地区支部会を年に2～3 回開催し、目標に沿った活動の取り組みを行う。

２．各委員会と共同して、協会が実施する活動に協力する。

３．地域行政の災害体制など、地区支部として行政と災害時の協定を結べるよう情報発信し連携に繋がる支援を行う。

**災害対策委員会**（概ね2ヶ月に1回開催）

**Ⅰ．活動目標**

１．地域共生社会において地域での災害看護の役割が行えるように、災害対策研修の企画、災害訓練を通してステーションの防災対策、支援内容を検討する

２．災害対策に活用できる「災害時対応マニュアル」改訂版を作成し発行する

３．当協会の災害対策に対応した災害時ネットワークシステムの運用を検証する

**Ⅱ．活動計画**

１.地域で発生する災害（地理的変動・悪天候・人的・新型コロナウィルス等）に対して事業を継続していくための備え等の行動をとれるよう、災害訓練を実施する。年1回オンラインで実施し、連携体制、安否確認、看護内容について検討する。

　２．災害の知識、事前準備、発災時の行動、利用者の自助力を高める内容や当協会の本部機能を含

めた「災害時対応マニュアル」改訂版を作成する。

３．当協会の災害対策に合わせて検討し、災害時ネットワークシステムが活用できるよう、項目の再

検討や会員への周知、情報発信を行う。

**訪問看護将来ビジョン構想プロジェクト**（概ね1ヶ月に1回開催）

**Ⅰ．活動目標**

１．「東京都の訪問看護将来ビジョン～2025年に向けて～」をもとに活動する各委員会のアク

ションプランの進捗管理ならびに目標達成度を評価し、令和7年度の東京都訪問看護ステー

ション協会の事業計画につなげる。

指針）

(1)訪問看護師の人材確保と定着に向けた、働きやすい職場環境の創出

(2)訪問看護の資質向上を支援する取り組みの推進

(3)地域共生社会における訪問看護の役割拡大の支援

2.これまでの東京都訪問看護ステーション協会の活動を振り返り、2030年に向けた東京都の訪問看護将来ビジョンを構想する。

**Ⅱ．活動計画**

令和6年度のアクションプランの進捗管理を行い、各委員会に対し、ビジョンに沿った助言やバ

　ックアップを行う。12月までに進捗状況の把握、分析、評価を実施し、令和7年度に向け改善点を検討し、各委員会に提示するとともに、令和7年度東京都訪問看護ステーション協会の活動方針案を検討する。

２．「東京都の訪問看護将来ビジョン～2025年に向けて～」に基づいた、東京都訪問看護ステー

ション協会のこれまでの活動を調査し、評価する。2030年度に向けた東京都の将来ビジョン構

に取り組む。

**組織見直し委員会**（　おおむね２か月１回　）

**Ⅰ．活動目標**

協会を将来に向かって継続的・発展的に維持できる組織体制を作る

１．定款、委員会規約、諸規約・規則等ついて確認・見直し

２．災害時の東京都訪問看護ステーション協会の役割の明確にする

３．総務会や委員会の意見から協会として検討すべき事項の抽出

**Ⅱ．活動計画**

１．定款、委員会規約、諸規約・規則等ついて確認・見直し

２．災害時と平常時における会員への災害時の支援を想定した準備を行い、協会としてのBCP

を完成させる

３．総務会や委員会の意見から協会としての課題を抽出し課題解決に向け検討する

**行政及び外部委員会との協働**

**Ⅰ．活動方針**

地域包括ケアの一員として、行政及び関係団体・多職種との連携協働を深める

**Ⅱ．　活動計画**

**A.行政からの委託事業**

１.　東京都医療的ケアの必要な児童・生徒の通学車両整備事業（東京都教育庁）　（平成30年～）

２.　東京都難病患者在宅レスパイト事業　（令和4年～）

３． 墨田区認知症初期集中支援事業（墨田区）　（令和1年～）

４． 墨田区多職種連携研修（墨田区）　（令和1年～）

５． 墨田区在宅人工呼吸器災害時マニュアル作成　（令和2年～）

６． 災害時医療協定（墨田区）　（令和2年～）

７． 文京区認知症ともにパートナー事務局業務　（令和2年～）

６． 災害時医療協定（北区）　（令和4年～）

８． 東久留米市　市立学校への医療ケア看護師派遣　（令和5年～）

９． 文京区保育園医療的ケアの必要な児童・生徒の通学車両整備事業　（令和6年～）

10．杉並区立障害者通所施設の送迎における医療的ケア提供業務委託 （令和6年～）

11．墨田区退院時移行支援　（令和６年～）

**B.委員会活動**

１． 東京都看護協会看護フェスタ実行委員会　（推進委員会）

２. 訪問看護連絡協議会全国会議（日本看護協会）　（会長、副会長）

３. 全国都道府県訪問看護連絡協議会交流会（全国訪問看護師事業協会）　（副会長）

４. 関東甲信越訪問看護ステーションブロック会議　（副会長、地区支部委員長）

５. 東京都看護管理者連絡会幹事会議　（理事）

６. 東京都看護管理者連絡会研修会　（理事）

７. 東京都特殊疾病対策協議会・医療連携支援対策部会　（会長、副会長）

８. 東京都小児慢性特定疾病対策地域協議会　（理事）

９. 東京都在宅医療推進フォーラム実行委員会　（会長、副会長）

10.東京都薬剤師会「訪問看護ステーション・ケアマネジャー・医療機関等との連携による

在宅医療薬支援事業関係者連絡会」　（副会長）

11.東京都医師会「地域包括ケア委員会」（毎月第４木曜日）　（会長）

12.東京都医師会「東京都多職種連携連絡会」（毎月第２木曜日）　（副会長）

13.東京都地域構想会議「在宅ワーキング」年1回　（各ブロック代表者12名）

14.東京都新型コロナウィルス感染症対策医療介護福祉サービス等連携連絡会　（会長）

15.東京都予算に関する要望提出（東京都看護協会・東京都看護連盟と協働）

　東京都・都民ファーストの会・自由民主党（都議会・本部）・公明党・立憲民主党・共産党

（会長、副会長分担）

16.東京都ナースプラザ運営会議　（会長）

17.東京都看護協会・東京都看護連盟と協働　（会長・副会長・理事）

令和７年度東京都予算等に関する要望

**報告事項４　　　　令和６年度収支予算**



**令和６年度　役員・委員名簿**













―参考―

東京都訪問看護ステーション協会組織体系図

理　事　会（社員総会）

　　　　　　　　　　　　　顧問＋理事＋監事

監　　事

総務会

　顧問＋理事

地区支部会

区市町村支部

事　務　局

専門委員会

災害対策

委員会

支援委員会

推進　　委員会

研修

委員会

広報

委員会

地区支部

委員会

支援委員会

将来ビジョン構想プロジェクト

組織見直し委員会

所在地

〒160-0023

東京都新宿区西新宿四丁目２番１９号

東京都看護協会会館６階

一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会

電話番号　 ０３－５８４３－５９３０

Fax　　　　 ０３－５８４３－５９３２

　 Email info202４@tokyohoukan-st.jp

HP　　　 http://www.tokyohoukan-st.jp

地区支部会

|  |  |
| --- | --- |
| 医療圏 | 　　　　　　　　　　　　　地　区　支　部 |
| 第１中央 | 千代田区　中央区　港区　文京区　台東区 |
| 第２城南 | 品川区　大田区 |
| 第３城西南 | 目黒区　世田谷区　渋谷区 |
| 第４城西 | 新宿区　中野区　杉並区 |
| 第５城北 | 豊島区　北区　板橋区　練馬区 |
| 第６城東北 | 荒川区　足立区　葛飾区 |
| 第７城東 | 墨田区　江東区　江戸川区 |
| 第８西多摩 | 青梅市　福生市　羽村市　あきる野市　瑞穂町　日の出町　檜原村奥多摩町 |
| 第９南多摩 | 八王子市　町田市　日野市　多摩市　稲城市　 |
| 第10北多摩西 | 立川市　昭島市　国分寺市　国立市　東大和市　武蔵村山市 |
| 第11北多摩南 | 武蔵野市　三鷹市　府中市　調布市　小金井市　狛江市 |
| 第12北多摩北 | 小平市　東村山市　西東京市　清瀬市　東久留米市 |

一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　当法人は、訪問看護事業の経営、サービスの質の向上などに関し、研修事業、情報交換、

連絡調整及び調査研究などを行うことにより訪問看護事業の健全な発展を図り、都民の保健

福祉医療の向上に努めることを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

（１）訪問看護事業に関する情報収集と情報交換

（２）訪問看護事業に関する知識の啓発と普及

（３）訪問看護ステーションの経営、看護サービスの質の向上に関する研修

（４）訪問看護事業に関する関連団体との連携および交流

（５）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　社員

（法人の構成員）

第５条　この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの

法人の社員となった者をもって構成する。

（社員の資格取得）

第６条　この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の

の承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第７条　この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、

社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退社）

第８条　社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

（除名）

第９条　社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を

除名することができる。

（１）この定款その他の規則に違反したとき。

（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（３）その他除名すべき正当な事由があるとき。

（社員資格の喪失）

第１０条　前２条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を

喪失する。

（１）第７条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。

（２）総社員が同意したとき。

（３）当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第４章　社員総会

（構成）

第１１条　社員総会は、全ての社員をもって構成する。

（権限）

第１２条　社員総会は、次の事項について決議する。

（１）社員の除名

（２）理事の選任又は解任

（３）理事の報酬等の額

（４）計算書類等の承認

（５）定款の変更

（６）解散及び残余財産の処分

（７）その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１３条　社員総会は、定時社員総会として年１回開催するほか、臨時社員総会は必要がある

場合に開催する。

（招集）

第１４条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

（議長）

第１５条　社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

（議決権）

第１６条　社員総会における議決権は、社員１名につき１個とする。

（決議）

第１７条　社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議

決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分

の２以上に当たる多数をもって行う。

（１）社員の除名

（２）定款の変更

（３）解散

（４）その他法令で定められた事項

３　やむをえない理由のため社員総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を

委任することができる。この場合において、第１項、第２項の規定の適用については出席したも

のとみなす。

（議事録）

第１８条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第５章　役員

（役員）

第１９条　この法人に次の役員を置き、法人の運営にあたる。

（１）理事　　５名以上

（２）監事　　２名以内

２　理事のうち１名を代表理事、副理事長を３名以内とする。

（役員の職務）

第２０条　当法人の役員は、次の役割を担う。

(1)理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、 職務を執行する。

(2)代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表しその業務を執行

する。

（３）副理事長は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は、代表理事が欠けた

時は、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

（４）監事は、会務全般の執行状況を監査し、その結果を社員総会に報告する。

（役員の選任及び任期）

第２１条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

２　代表理事及び副理事長は，理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　理事及び監事の任期は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時社員総会の終結の時までとする。ただし、同職への役員就任は３期を越えることは出来

ない。補欠または増員により選任された役員の任期は前任者または現任者の期間とする。

４　理事及び監事は、辞任し、または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、

その職務を行わなければならない。

５　理事及び監事の改選は同時に半数以上の、交代を避ける。

６　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員の解任）

第２２条　理事は，社員総会の決議によって解任することができる。

第６章　理事会等

（構成）

第２３条　この法人に理事会を置く。

２ 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限及び召集）

第２４条　理事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項、総会に付議すべき事項及び総

会の議決を要しない会務の執行に関する事項について審議、議決する。

２　理事会は、代表理事が召集する。

３　理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

（決議）

第２５条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数

が出席し、その過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９６条の要件を

満たしたときは、可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第２６条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（総務会）

第２７条　総務会は、社員総会及び理事会の決定に基づき法人の日常業務を執行する。また、

その内容は、社員総会及び理事会に報告し承認を受けることとする。

２　総務会の構成及び運営については、別途、理事会の承認を得て代表理事が定める。

（専門委員会）

第２８条　代表理事は、理事会の承認を得て専門委員会を設置することができる。

（ブロック会）

第２９条　法人は、都内をブロックに分け、ブロックの代表者によりブロック会を設置する。

２ 各ブロックは、法人の目的にそってブロック毎に事業を行うことができる。

３ ブロックの地区割り及び運営等については、別途、定めるところによる。

（事務局）

第３０条　事務局は、会計、その他必要業務について役員・各委員長と連携を取り支障のないよ

う執り行う。

（顧問）

第３１条　この法人に次の顧問を置き、訪問看護・訪問看護ステーションに関する助言を受ける。

（１）公益社団法人東京都医師会会長

（２）公益社団法人東京都看護協会会長

（３）学識経験者

２ 学識経験者の顧問は、代表理事が、理事会の承認を得て委嘱する。

（会員）

第３２条 当法人の会員は、次の２種とする。但し、正会員及び準会員は一般社団法人及び一般財

団法人に関する法律上の社員ではない。

（１）正会員　東京都内の訪問看護ステーション（事業所）とする。

（２）準会員　代表理事の認めた本法人の目的に賛同する個人及び団体とする。

（会費の負担）

第３３条　会員は、当法人の目的を達成するため、別途規程で定める入会金および年会費を支払

う義務を負う。

２ 既納の会費等は、理由の如何を問わず返還しない。

第７章　資産及び会計

（事業年度）

第３４条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（事業報告及び決算）

第３５条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を

作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第１号の書類

についてはその内容を報告し、第２号及び第３号の書類については承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）貸借対照表

（３）損益計算書（正味財産増減計算書）

２ 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年

間、また、従たる事務所に３年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従た

る事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配）

第３６条　当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３７条　この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第３８条　この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第３９条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益

社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは

地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第４０条　この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によっ

て電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

（雑則）

第４１条　この法人の事業を円滑に推進するために、代表理事は、理事会の議を経て細則を定め

ることができる。但し、各ブロックでの運営における主体的な活動については、この限りではな

いものとする。

附則

（最初の事業年度）

第４２条　当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成３０年３月３１日までとする。

（設立時理事等）

第４３条　当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

　　設立時代表理事　 椎名　美恵子

　　設立時理事　　　 　椎名　美恵子

安藤　高夫　 　（公益社団法人東京都医師会　理事）

　　　　　　　　　　　　　 渡邊　千香子　（公益社団法人東京都看護協会　専務理事）

柴田　三奈子

田中　千賀子

　　設立時監事　　　 阿部　智子

（設立時社員）

第４４条　この法人の設立時社員の氏名及び住所は，以下のとおりとする。

　　設立時社員　公益社団法人東京都看護協会　代表理事　山元　恵子

（東京都新宿区筑土八幡町４​番１​７​号）

　　設立時社員　公益社団法人東京都医師会　　 代表理事　尾﨑　治夫

（東京都千代田区神田駿河台二丁目５​番地）

　　設立時社員　椎名　美恵子

（法令の準拠）

第４５条　本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に

従う。

以上、一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会を設立するに際し、設立時社員椎名美

恵子外２名の定款作成代理人である司法書士大野正敬は、電磁的記録である本定款を作成し、

電子署名をする。

平成２９年７月６日

設立時社員　公益社団法人東京都看護協会　代表理事　山元　恵子

設立時社員　公益社団法人東京都医師会　　 代表理事　尾﨑　治夫

設立時社員　椎名　美恵子

　　附則：この定款は平成２９年８月１日から施行する。

一般社団法人　東京都訪問看護ステーション協会　正会員規約

第1条（目的）

本規約は、一般社団法人　東京都訪問看護ステーション協会（以下、「協会」という）の正会

員に関する役割等について必要な事項を定め、協会活動の推進に資することを目的とする。

第2条（資格）

正会員の資格を有する者は、協会の目的趣旨に賛同し、協会活動の円滑な実施に資する東

京都内の訪問看護ステーション（事業所）とする。

第3条（正会員の役割）

正会員は、第1条の目的を達成するため、協会で次の活動を行うことができる。

１．正会員、準会員および関係者との交流および情報交換の機会を提供

２．正会員もしくは準会員が実施する研修会等のセミナー・講習会・相談会で、会員に最新情

報を優先的に提供（展示ブースの優先的利用や製品紹介を含む）

３．協会もしくは準会員が自主事業として実施する研修会等の講師や関係者を優先的に派遣

または紹介協会公式ホームページを活用した協会の会員支援と、協会関係者等への広報・

啓発支援活動

４．災害時における協会会員および関係者への支援協力活動

５．その他　第1条の目的を達成するために必要な活動

第4条（正会員に対する協会の役割）

　協会は、目的を達成するため、正会員に次の支援活動を行うことができる。

１．協会が作成または発行する資料の提供（会員名簿等を含む）

２．正会員、準会員および関係者との交流および情報交換の機会を提供（展示ブースの優先

的利用等を含む）

３．協議会が実施する従事者研修会等のセミナー・講習会等の参加費の会員料金適応

４．協会広報誌への広報および情報掲載と配布

５．協会公式ホームページを活用した広報・啓発活動

６．災害時における情報提供および協力支援

７．その他　第1条の目的を達成するために必要な活動

第5条（議決権）

正会員は、協会の総会における議決権を持たない。

第6条（入会）

　　入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければな

らない。

第7条（入会金及び会費）

　　正会員は以下の年会費を協会に納入するものとする。協会は理由の如何を問わず、すでに

納入された入会金および会費を会員へ返還する義務を負わないものとする。

入会金：　５，０００円

年会費：１５，０００円／年（会計年度　4月1日～3月31日）

第8条（退会）

正会員が退会しようとするときは、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退

会することができる。

第9条（会員の資格喪失）

正会員が以下の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

１．退会したとき

２．会員である団体が解散したとき

３．催告の期限を徒過して会費の支払い義務が履行されなかったとき

４．除名されたとき

第10条（除名）

　協会は、以下の各号に該当を認めた場合、正会員を除名することができる。

１．協会の定款または規則に違反したとき

２．故意または重大な過失により、協会の信用を失わせるような行為または事実を認めた

とき

３．その他　正会員として不適切と認める相当の理由があるとき。

また、協会の責任に帰さない活動において、会員が他の会員や第三者に対して損害を与え

た場合、協会はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、会員が本規約に反した

行為、または不正もしくは違法な行為によって本協会に損害を与えた場合、協会は当該会

員に対し、相当な損害賠償の請求を行えることとする。

第11条（守秘義務）

正会員は、協会の許可を得ずに、無断で会員情報を公開または使用することはできない。

また、協会の許可を得ずに、会員として知り得た非公開情報等を会員期間はもとより資格

喪失後も公開または使用することはできない。

第12条（その他）

正会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項が発生した場合は、会長が

その必要を認めた場合、総務会の協議を以て決定する。

附則

　この規約は、平成　30　年　４　月　1　日より施行する。

一般社団法人　東京都訪問看護ステーション協会　準会員規約

第1条（目的）

本規約は、一般社団法人　東京都訪問看護ステーション協会（以下、「協会」と称す。）

の準会員の役割等について必要な事項を定め、協会活動の推進に資することを目的とす

る。

第2条（資格）

準会員の資格を有する者は、協会の目的趣旨に賛同し、協会活動の円滑な実施に資する

法人格をもった団体とする。

第3条（準会員の役割）

準会員は、第1条の目的を達成するため、協会で次の活動を行うことができる。

１．正会員、準会員および関係者との交流および情報交換の機会を提供

２．正会員もしくは準会員が実施する研修会等のセミナー・講習会・相談会で、会員に最新

情報を優先的に提供（展示ブースの優先的利用や製品紹介を含む）

3.協会もしくは準会員が自主事業として実施する研修会等の講師や関係者を優先的に派

遣または紹介。

4.協会公式ホームページを活用した協会の会員支援と、協会関係者等への広報・啓発支援

活動

５．災害時における協会会員及び関係者への支援協力活動

６．その他　第1条の目的を達成するために必要な活動

第4条（準会員に対する協会の役割)

協会は、準会員に次の支援活動を行うことができる。

１.協会が作成または発行する資料の提供（会員名簿等を含む）

２．正会員、準会員および関係者との交流および情報交換の機会を提供

（ただし、展示料は別途提示）

３．協会が実施する従事者研修会等のセミナー・講習会等の参加費の会員料金適応

４．当協会封筒（角2、角3の裏面）へロゴ等の掲載

５．協会式ホームページを活用した準会員の広報・啓発支援

６．災害時における情報提供および協力支援

７．その他　第1条の目的を達成するために必要な活動

第5条（議決権）

準会員は、協会の総会における議決権を持たない。

第6条（入会申込）

入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければ

ならない。

第7条（入会審査）

準会員の入会にあたっては、総務会の審査により入会が認められなければならない。

第8条（会費）

準会員は、以下の年会費を協会に納入するものとする。協会は理由の如何を問わず、すで

に納入された会費を会員へ返還する義務を負わないものとする。

年会費：３００，０００円／年

第9条（退会）

退会しようとするときは、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会するこ

とができる。

第10条（除名）

協会は、以下の各号に該当を認めた場合、準会員を除名することができる。

１．協会の事業を妨げようとしたとき

２．催告の期限を徒過して会費の支払い義務が履行されなかったとき

３．故意または重大な過失により、協会の信用を失わせるような行為または事実を認めたと

　き

４．その他　準会員として不適切と認める相当の理由があるとき

また、協会の責任に帰さない活動において、会員が他の会員や第三者に対して損害を与え

た場合、協会はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、会員が本規約に反した

行為、または不正もしくは違法な行為によって本協会に損害を与えた場合、協会は当該会

員に対し、相当な損害賠償の請求を行えることとする。

第11条（守秘義務）

準会員は、協会の許可を得ずに、無断で会員情報を公開または私用することはできない。

また、協会の許可を得ずに、会員として知り得た非公開情報等を会員期間はもとより資

格喪失後も公開または私用することはできない。

第12条（その他）

　　 準会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項が発生した場合は、会長が

　　 その必要を認めた場合、役員会の協議を以て決定する。

附則

この規約は、平成　30　年　4　月　1　日より施行する。

